

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和7年第1回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第1号ほか18件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、3月13、14、17日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第4号 水戸市犯罪被害者等支援条例

本案は、犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、支援の基本理念、市並びに市民及び事業者の責務、市の基本的施策等を定めるため、条例を制定するものであり、本条例の支援対象者の範囲と支援施策について、市の相談窓口の体制について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「条例の制定を契機に、被害者に対する支援体制の強化に努め、安全安心な社会の実現に寄与するよう取り組まれない」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例

本案は、令和7年度の事務執行体制を踏まえ、職員定数を見直し、年度内の急激な行政需要の増加に対応するため、従来の手法で算定する基礎定数に1パーセント上乗せした人数を定数として定めるものであり、システム標準化等に要する人員数について、職員定数の算定手法の考え方について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「業務の効率化を図りつつ、業務の需要と供給のバランスに基づいた適正な職員定数の算定に努められない」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第12号 水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例

本案は、浜見台霊園において、合葬式墓地記名板の運用を開始することに伴い、使用料等を定めるため、関係規定の整備を行うものであり、記名板の運用方法について、使用料の積算根拠について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「今後の需要増加を考慮し、記名板の拡張増設にも対応できるよう検討されたい」、「長期的な展望の下、計画的に事業を推進されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第13号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、令和８年度からごみ処理手数料等を改定することに伴い、関係規定の整備を行うものであり、ごみ処理量の推移と今後の目標について、市民への周知方法について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「市民への分かりやすく丁寧な説明を早期に実施されたい」、「ごみ減量に対する市民意識の醸成や、事業系ごみの適正処理の指導等に努められたい」、「手数料改定前の駆け込み需要に対応できるよう、十分な対策を講じられたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

- ５ 議案第２５号 令和７年度水戸市一般会計予算（ただし、第１表中歳出中第３款、第４款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第５款、第６款、第７款、第８款、第９款、第１０款中文教福祉委員会所管分及び第１１款並びに第２表継続費中第８款及び第１０款中文教福祉委員会所管分並びに第３表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）

本案について、歳出中第２款総務費では、シェアサイクル事業「みとちやり」のステーション設置の考え方について、自転車通行空間として整備する路線について、自治体情報システムの標準化の実施スケジュールについて、備蓄物資の配置状況について、ＡＩ防犯カメラの設置予定箇所及び運用方法について、水戸黄門ふるさと寄附金の返礼品開発等支援事業の内容について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「ＡＩ防犯カメラの設置を契機に県警察等の関係機関とより一層連携を強化し、誰もが安心して繁華街に訪れることができる環境整備に努められたい」、「超高齢化、人口減少社会を迎える中で、非常に重要となる交通政策については、市民の利便性の向上に資するよう各種施策を展開されたい」等の意見が出されました。

第４款衛生費では、堀斎場の長寿命化改修事業及び旧清掃工場跡地整備事業の実施内容について、集団資源ごみ回収の状況について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「旧清掃工場跡地整備事業は、地元団体等との十分な協議を進めながら事業推進に努められたい」等の意見が出されました。

第１０款教育費では、第１０回水戸黄門漫遊マラソンの事業内容について、ケーズデンキスタジアム水戸のトラック改修工事の内容について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「水戸黄門漫遊マラソンは、第１０回記念事業としての盛り上がりを一過性のイベントとすることなく、さらなるにぎわいの創出につながるよう取り組まれたい」、「屋内運動場などの体育施設の改修については、市民の利便性に配慮し、早期完了に努められたい」等の意見が出されました。

歳入では、結婚新生活支援事業補助金の概要について、駐車場事業会計繰入金の減額及び市預金利子の増額理由について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「持続可能な財政運営のため、さらなる市債残高の縮減及び市税の増収を図りたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

6 議案第38号 東町運動公園体育館メインアリーナ観客席等改修工事請負契約の締結について

本案は、東町運動公園体育館メインアリーナ観客席等改修工事請負契約について、契約金額及び相手方を決定したものであり、改修する観客席のレイアウトについて、種々質疑応答を重ねました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第1号 町及び字の区域の変更について、議案第7号 水戸市職員の旅費に関する条例及び常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 水戸市市税条例の一部を改正する条例、議案第11号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例、議案第19号 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例、議案第30号 令和7年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算、議案第39号 包括外部監査契約の締結について、報告第1号 専決処分について（令和6年度水戸市一般会計補正予算（第6号））（ただし、第1表中歳出及び第2表繰越明許費を除く）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決、承認すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第37号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第40号 令和6年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分並びに第5表繰越明許費補正中第3款、第4款中建設企業委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第 1 号，議案第 3 号，議案第 4 号，議案第 6 号，議案第 7 号，議案第 8 号，議案第 9 号，議案第 10 号，議案第 11 号，議案第 12 号，議案第 13 号，議案第 19 号，議案第 25 号（ただし，第 1 表中歳出中第 3 款，第 4 款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第 5 款，第 6 款，第 7 款，第 8 款，第 9 款，第 10 款中文教福祉委員会所管分及び第 11 款並びに第 2 表継続費中第 8 款及び第 10 款中文教福祉委員会所管分並びに第 3 表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第 30 号，議案第 37 号，議案第 38 号，議案第 39 号，議案第 40 号（ただし，第 1 表中歳出中第 3 款，第 4 款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第 5 款，第 6 款，第 7 款，第 8 款，第 9 款及び第 10 款中文教福祉委員会所管分並びに第 2 表継続費補正中第 8 款及び第 10 款並びに第 3 表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分並びに第 5 表繰越明許費補正中第 3 款，第 4 款中建設企業委員会所管分，第 6 款，第 8 款，第 9 款及び第 10 款中文教福祉委員会所管分を除く）

以上，原案を認める。

報告第 1 号（ただし，第 1 表中歳出及び第 2 表繰越明許費を除く）

承認する。

上記のとおり報告する。

令和 7 年 3 月 19 日

水戸市議会議長 大 津 亮 一 様

総務環境委員会

委員長 佐 藤 昭 雄